

工第 278 号
令和 4 (2022) 年 5 月 27 日

各関係団体等の長 様

栃木県産業労働観光部長

イベント開催時における感染防止安全策等について (依頼)

本県の産業労働観光行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和 3 (2021) 年 12 月 21 日付け工第 590 号「イベント開催時における必要な感染防止策の徹底について (依頼)」等により周知しているところですが、今般、国の基本的対処方針の一部変更等に伴い、以下の点について改正が行われました。

つきましては、各団体におかれましては、イベント開催時における必要な感染防止策等について、貴団体会員等に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

○改正点

- ・「イベント開催等における必要な感染防止策」

屋外において、他者との距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことが明記された。

- ・「イベント開催制限の方針について」

緊急事態措置の下で人数上限 1 万人を収容人数 100% まで緩和して開催するイベントの適用から、ワクチン・検査パッケージ制度が削除され対象者全員検査のみとなった。

○参考HP

- ・催物 (イベント等) の開催について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/20211125event.html>

- ・「感染防止安全計画」等の取り扱いについて

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kansenboushianzenkeikaku.html>

工業振興課 地域産業担当
TEL : 028-623-3199